

久喜市告示第164号

久喜市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和8年4月21日

久喜市長 梅 田 修 一

別紙のとおり

## 久喜市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示

久喜市敬老祝金支給要綱（平成22年久喜市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「受給資格」を「対象者」に改め、同条中「を受けることのできる者」を「の対象者」に、「毎年」を「敬老祝金を支給する年度（以下「支給年度」という。）の」に改め、同条第3号中「当該年度」を「支給年度」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「当該年度」を「支給年度」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「当該年度」を「支給年度」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

### （1） 支給年度に満77歳の年齢に達する者

第3条第3号中「前条第3号」を「前条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第2号」を「前条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「前条第1号」を「前条第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

### （1） 前条第1号に該当する者 2,000円

第4条中「支給する」を「支給するものとする」に改める。

第5条中「敬老祝金は、」の次に「支給年度の」を加え、「支給する」を「支給するものとする」に改める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。